

建築設計等業務委託の入札参加条件の変更について

■変更内容

- 県内業者の技術力向上を図るため、高度な技術を要する建築設計等に適用される業務区分Cの発注において、設計共同体方式（設計JV）を導入します。
- 県外業者の参加は、県内業者と構成する設計共同体に限ります。

【現行】

- ◇ 業務区分Cの発注は、
原則、県内業者または県外業者の単体企業での参加

業務区分		所属技術者条件
C	C1 高度な技術を要する建築物の設計等業務 (予定価格4000万円未満の業務)	1級建築士が2名以上、かつ、1級建築士を1ポイント、2級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上
	C2 高度な技術を要する建築物の設計等業務 (予定価格4000万円以上の業務)	1級建築士が20名以上、又は中小企業組合として登録された組合で1級建築士が50名以上



【変更後】

- ◇ 業務区分Cの発注は、
 - ・ 単体企業での参加は県内業者に限定
 - ・ 県外業者の参加は県内業者と構成する設計共同体に限る
 - ※ 県内業者は業務区分C1の参加可能業者以上
 - ※ 共同業務実施方式とし出資比率は20%以上

■運用開始時期

平成29年7月1日公告分から適用

担当課	公共建築課
担当者	浦部、太田
電話	073-441-3248 (内線3251)